

平成27年10月26日

南砺市長 田中 幹夫 様

社会福祉法人 富山県視覚障害者協会
会 長 塘 添 誠 次



日常生活用具給付制度に関するお願い

H27-047-001 福祉課 障害福祉係



錦秋の候 貴職にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、当協会の活動に格別なるご理解とご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

中でも「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の制定に基づき、私たち視覚障害者を含む全ての障害者が住みなれた地域で安心・安全な暮らしが送れるよう、地域生活支援事業の推進に取り組んでおられますことに心より敬意を表します。

本年度においては、7月8日に開催いたしました、厚生労働省から技官を講師に迎えての、日常生活用具給付制度についての研修会に福祉関係者様の派遣を頂いたうえ、4項目 42品目に渡る日常生活支援用具の事前調査も回答にご協力くださいまして重ねて御礼申し上げます。

さて、貴市におかれましては平成28年度の予算案の編成作業に着手されておられるものとご推察申し上げます。つきましては、日常生活用具の給付において、対象品目や対象者の拡大、製品価格の値上がりに伴う基準額や耐用年数を改善していただきたくお願い申し上げます。

なお、改善していただきたい主な点を別紙に記載させていただきましたので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

[別紙]

1 情報・意思疎通支援用具について

目的の異なる機器の給付依頼に対し、同じグループにあるため、すでに受けている機器の耐用年数を過ぎない限り給付対象とならないことが大きな問題となっています。進み行く現代社会で生活を営む上において情報の収集は不可欠です。このことをご理解いただき、明らかに目的の異なる品目につきましては個別に対応していただき、給付が受けられるようにしてください。

2 製品価格が大幅に値上がりしている品目について

①デイジー対応機器 再生専用 48,000 円

②歩行時間延長信号機用小型送信機 12,000 円

③視覚障害者用腕時計 触読式 14,000 円 音声式 19,000 円

となっていますので、基準額を修正してください。

3 給付品目の中に「視覚障害者のみの世帯又はそれに準ずる世帯」という制限のある品目があります。この条文を削除して対象範囲を拡大してください。

4 点字ディスプレイについて

「視覚障害と聴覚障害の重複障害」でなければ給付が受けられないとありますが、平成19年に厚生労働省から視覚障害者単独での給付が受けられる旨の通達が出ていますので、改善してください。